

第37回 安来市農業委員会議事録

令和5年7月21日 午後2時00分 第37回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

堀江 規恵君 名原 猛君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和5年7月21日 1日
日程第 3	議第151号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第152号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5	報第189号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出について
日程第 6	議第153号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7	報第190号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 8	議第154号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について
日程第 9	議第155号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 10	報第191号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 11	報第192号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 12	報第193号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 13	報第194号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第 14	報第195号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について
日程第 15	報第196号 電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するための農地一時転用届出について
日程第 16	報第197号 非農地判断の実施について

5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第37回農業委員会を始めさせていただきますと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第37回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はどなたですか？

事務局：堀江 規恵君

ありません。

議長：岡田 一夫君

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により3番 永塚委員、4番 北中委員を指名いたします。

議長：岡田 一夫君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君

日程第3 議第151号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページから5ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、4件で、すべて所有権移転に関する案件3件、使用貸借権の設定に関する案件1件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離 20m、作付作物は野菜、柿で、農機具は耕運機1台を導入予定です。労働力は本人と父の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。2番は、受贈による所有権移転する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離 1km圏内、農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人、父、母の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。3番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離 300m、農機具は、トラクター3台、共有のコンバイン1台、共有の田植え機1台、草刈り機2台を所有しています。労働力は本人、子の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。4番は、農業者年金受給による使用貸借権設定に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離 約1km、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植

機1台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人、夫、子2名の4名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。農業者年金受給のための再設定で期間は20年です。この農地の対価は、■です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。1番案件の説明をさせていただきます。この案件は非農家が農地を取得するものでございます。譲受人の夫の両親と2世帯で現在、同居されております。もうすぐ夫の父親が退職されるという事で、夫の父親の退職後のためにこの農地を取得、果樹と野菜を栽培する予定だそうです。また、夫の父親と譲受人2人で栽培をされるという事です。この農地は住宅建設のために農地を取得した残りの農地になります。ですから、住宅の敷地に隣接した農地という事になります。現在は保全型の耕地でございます。この取得によって他に影響を及ぼすことはないと考えております。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長：岡田 一夫君

次に、2番、3番の案件について 18番 齋藤委員 お願いします。

18番：齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。番号2番案件について説明をいたします。申請人は農地を116.63a所有し、意欲的に営農に取り組んでおられます。今回の申請は同居人の息子に相続するものであり、取得後も同じ利用方法で耕作するため周辺への影響はないと考えております。続きまして3番案件について説明いたします。申請人は農地を264.88a所有し、意欲的に営農に取り組んでおられます。今回の申請は経営拡大のためで、取得後の同じ利用方法で耕作するため周辺農地への影響はないと考えております。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

次に、4番の案件について、5番 木戸委員 お願いします。

5番：木戸 芳己君

5番 木戸でございます。4番案件について説明させていただきます。この案件は経営移譲の案件で、今まで通りの経営実態ですので、周囲の農地等に影響はないと考えますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 議第152号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

6ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。7ページに案件の内容、8ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、駐車場、進入路です。本件はすでに一部を駐車場として利用されており追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。申請者は農業を営んでおり、平成19年ごろに農機具庫を建設しましたが、その後大型圃場整備が始まり、集落営農法人の組合員となった際に農機具が一部不要となったため、現在は自家用車の駐車場として利用しています。この度隣接地へ息子夫婦の住宅を建築する際に地元委員からの指摘により、

転用が必要だということがわかりました。当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。隣接地に息子夫婦の家を建設する際、息子夫婦の自家用車を含めた親子共同5台分の駐車場が必要となり、駐車場及び進入路を整備するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について11番 新田委員をお願いします。

11番：新田 里恵君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を1班13番 板金委員 お願いします。

13番：板金 悟君

13番 板金です。只今から現地調査の報告をさせていただきます。今月の現地調査は1班で、木戸班長、足立委員、杉原委員、安松委員、吉村委員、岡田会長、私、板金の7人の委員と事務局から局長、係長の2人の計9名で現地調査を行いました。まず、事務局からの説明を受けてから現地へと調査に向かいました。現地では地元の委員より説明を受けました。申請の理由は先ほど事務局より説明があった通りで、現場は既に駐車場として利用されていることが確認されましたが、顛末書等添付されており、追認案件としても特に問題は認められないというふうに判断いたしました。また、現地は傾斜地と最上部が平地のため、ほぼ現状のまま、表面を転圧し土砂の流出を防ぐようにするという事で、雨水は既存の水路へ流入するようになります。家族が増えるとの理由から、駐車場の必要性についても適当であると判断いたしました。委員の皆様の審議をよろしく願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第5 報第189号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

9ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第29条第1号の規定による2a未満農地の転用における届出書の提出がありましたので報告するものです。10ページに案件の内容、11ページに申請位置の地図を付けておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条による2a未満農地転用の届出は、1件です。1番の転用目的は農業用倉庫です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第153号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

12ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。13ページに案件の内容、14ページから16ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、3件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する特定土地改良事業とは、昭和60年度完了の「団体営上島田地区圃場整備事業」のことで、転用の目的は、進入路で権利の種類は所有権の移転です。譲受人は会社員であり、現在は仕事の都合上県外に居住しています。退職にあわせて自己所有宅地に住宅を建設して居住する計画であるが、同宅地への進入路の有効幅員が3mと狭く、建築基準法上の接道要件が満たせないことから、申請地を譲り受け拡張をするものです。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。2番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、住宅進入路及び車両回転場です。権利の種類は、賃借権の設定です。譲受人の母が高齢となり福祉サービスを利用するようになったが、宅地への進入路が幅員2mと狭く敷地内に回転スペースもないため送迎用の福祉車両の進入及び回転に苦慮するようになったことから、進入路及び回転場を整備することを計画しました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の借地料は、月■■■■です。3番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、一般住宅で、権利の種類は、所有権の移転です。譲受人は、市内のアパートにて妻と子の3人で生活していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、実家近くに住宅の建築を計画しました。実家敷地には余剰地がなく周辺には適地がないことから本申請地を選定するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について10番 安松委員をお願いします。

10番：安松 智君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に2番の案件について 1番 横山委員をお願いします。

1番：横山 芳明君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

3番の案件について、11番 新田委員をお願いします。

11番：新田 里恵君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を1班13番 板金委員をお願いします。

13番：板金 悟君

先ほどの4条案件の絡みから3番案件から説明させてもらってもよろしいですか。

議長：岡田 一夫君

はい。

13番：板金 悟君

それでは報告いたします。先ほどの4条申請の案件と絡むので3番の案件から調査報告をさせていただきたいと思います。現地は先ほどの4条申請案件の駐車場の隣地となるところでして、申請理由については先ほど事務局より説明があった通りでございます。現地は軽い傾斜があるため、造成には削土と若干の土入れを行い整備されるとのことでございました。前面にはコンクリートブロックを置き、土砂の流出を防ぐ施工がされます。雨水は既存の水路に、汚水は公共下水へ接続されて流されるという事でございます。申請地の周辺には第三者の農地等もなく、周辺に影響を及ぼすことはないと判断いたしました。委員の皆様の審議をよろしく願いいたします。

続きまして1番案件ですが、現地では安松委員より説明を受けました。申請理由については先ほど事務局より説明があった通りで、進入路横の現状水田である農地を約1m幅で埋めて進入路を拡幅するものであります。進入路については若干傾斜を設けて、農地反対側の水路に雨水等が流れるように設置をされるため、隣地となる農地に影響を及ぼすことはないと判断いたしました。委員の皆様の審議をよろしく願いいたします。続きまして2番案件でございますが、現地では地元の横山委員より説明を受けました。申請理由については先ほど事務局より説明があった通りで、現地は現状が畑となっております、それを現在ある道路の高さまで土入れを行い整地して、道路の拡幅を行われるという事でございます。雨水については申請地東側の既存の水路へ流れるようにされるという事で、周辺に影響を及ぼすことはないと判断いたしました。委員の皆様の審議をよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第7 報第190号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
17ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。18ページに案件の内容、19ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は車庫で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について5番 木戸委員
お願いします。

5番：木戸 芳己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第8 議第154号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について を議題
とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

20ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、これに対
する審議を求めるものです。安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定につきましては、
別紙資料1ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。市から意見を求められたの
は、除外5件で、うち安来地域2件、広瀬地域1件、伯太地域2件です。詳細につきましては、農林
振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：吉木 武君

農林振興課の吉木です。よろしく申し上げます。今回農用地区域から除外予定の面積は1,324㎡で、公
用公共用施設用地、一般住宅、農家住宅、その他の用途の5件です。編入予定の面積は2,230㎡で、未
編入農用地の編入の1件になります。資料の1ページに全体面積、2～3ページに変更理由別面積を掲載
しております。除外のうち、携帯電話基地局の公用公共用施設用地の案件を除いた、4件1,311㎡が農
地転用許可を要する事業計画となります。該当地の土地調書は5～7ページ、広域の位置図は8ページで
す。それでは個別の案件についてご説明いたします。始めに整理番号5の携帯電話基地局用地について
は、電気通信事業法に基づく認定電気通信事業者が設置する通信のための無線基地局であり、農地転用
許可不要となります。電波状況やそのカバーエリアを勘案すると、申出地以外に代替すべき土地はあり
ません。農地の末端部分であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。整理番号1、
田頼町の農家住宅(農機具倉庫)、面積488㎡の案件について、資料を9～11ページに掲載しております。
申出者の父は自宅周辺の農地を耕作する農家、大工兼業でした。米用乾燥機、トラクター、コンバイン
等の農機具と併せ大工道具や木材を保管する倉庫が必要となったことから40年前に申出地への建設を
行ったという追認案件になります。北は宅地、山林に隣接し、東西に農地の広がりがありますが、申出
地北・西側の道路により迂回が可能であるため、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありませ
ん。続いて整理番号2、田頼町の一般住宅、面積512㎡の案件について、資料を12～14ページに掲載し
ております。先ほどの整理番号1の南側に隣接した土地となります。申出者は現在妻と子の3人世帯で
あり、仕事の都合上それぞれの実家に住んでいますが、子の成長に伴い住まいが手狭になったこと、ま
た第二子の誕生を控え、戸建て住宅の建築を計画しました。今後高齢化する両親の支援や育児における
支援も見据えて実家周辺で候補地を検討したところ、周辺に利用可能な宅地等もなかったことから、や
むなく隣接農地である申出地が選定されたものです。北は宅地、山林に隣接し、東西に農地の広がり
がありますが、申出地西・南側の道路により迂回が可能であるため、農地の集団化、農作業の効率化等
への影響はありません。続いて整理番号3、伯太町東母里の一般住宅、面積257㎡の案件について、資料
を15～17ページに掲載しております。申出者は現在両親と子の4人世帯であり、実家に住んでいますが、

子の成長に伴い住まいが手狭になったこと、また第二子の誕生を控えており、実家またはパートナー宅近辺で戸建て住宅の建築を計画しました。子の保育所・学校への通所も見据え、パートナー宅周辺で候補地を検討したところ、周辺に利用可能な宅地等もなかったことから、やむなく農地である申出地が選定されたものです。北は山林に隣接した農地の縁端部であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号4、伯太町草野の一般住宅（車庫）、面積54㎡の案件について、資料を18～20ページに掲載しております。申出者は自宅周辺の農地を耕作する農家です。平成25年、県道拡幅工事により、車庫の移転を余儀なくされたため、道路工事の残地であった申出地に自家用車1台、農業用軽トラック1台の2台分の車庫の建設を行ったという追認案件になります。山林に囲まれた広がりの無い農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号6、広瀬町西比田の編入、面積2,230㎡について、資料を26～27ページに掲載しております。将来にわたって農地利用し、中山間直接支払の協定農地とするため、未編入農用地を編入するものです。以上、5件の除外、1件の編入についてご説明いたしました。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

この案件につきましては、事前に農地対策委員会を開催し、現地調査をしておりますので、5番 木戸委員長の報告をお願いします。

5番：木戸 芳己君

5番 木戸が報告いたします。7月5日、午後1時半から伯太庁舎201会議室で農振除外現地確認について行いました。農地対策委員会が担当し、出席者、岡田会長、渡辺和則委員、齋藤委員、吉村委員、杉原委員、北中委員、木戸と事務局から堀江局長、名原係長、農林振興課から吉木係長で行いました。会議室で概要の説明を受けた後、整理番号1番から4番について現地確認をしました結果、出席者全員、意義なく現地確認しました。以上です。

議長：岡田 一夫君

只今、説明並びに報告がありました。質問のある方はご発言をお願いします。ないようですので、ここで意見を取りまとめたいと思います。事務局から意見について提案願います。

事務局：堀江 規恵君

先ほど木戸農地対策委員長よりご報告がありました。農地対策委員会の皆様は同意ということでございましたので、農業委員会の意見としては、都市計画法等の関係法令を遵守し、整合性を図ることの意見を付した方が適当ではないかと考えます。よろしく申し上げます。

議長：岡田 一夫君

只今、事務局から提案がありました。他に何かご意見はありませんか。

議長：岡田 一夫君

それでは、意見がないようですのでこの案件について事務局提案のとおり意見を付すことについて、賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については意見を付して市長に報告することにします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 議第155号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

22ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、24ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権3件、面積1,090㎡、使用貸借権1件、面積297㎡、全体で4件、総面積が1,387㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：清水 仁志君

農林振興課の清水でございます。第155号議案についてご説明いたします。詳細は24ページと25ページでございます。今月の利用集積計画ですが、番号1と2両方が農地中間管理事業による利用権設定であり、地域の認定新規就農者が中間管理事業を使って周辺の農地を集積する案件となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第191号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

26ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。27ページから30ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地20筆が、このたび、個人へ賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和5年6月19日となっております。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第192号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

31ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。32ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、1件で、相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第12 報第193号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

33ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。34ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、農業経営基盤強化法による賃貸借の解約1件です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第13 報第194号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

35ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による農地の一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。36ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は1件で、島根県松江県土整備事務所長 森脇 孝、担当部署広瀬土木事業所より届出があったものです。事業名は、「草野横田線（東比田2工区）防安交付金（改築）工事」で、令和5年7月1日から令和5年12月31日までです。終了後は農地に復元されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第14 報第195号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

37ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり廃土処理の届出書の提出がありましたので報告するものです。38ページに届出内容をご載せていますのでご覧ください。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は4件です。1番は、届出者は島根県松江県土整備事務所 所長 森脇孝、担当部署農林工務部治山・林道課です。事業名は「令和4年度（繰越）県単治山事業（山口）溪間工事」で期間は令和5年6月20日から令和6年3月31日までです。終了後は田として使用されます。2番は、届出者は島根県松江県土整備事務所 所長 森脇孝、担当部署広瀬土木事業所です。事業名は「草野横田線（東比田2工区）防安交付金（改築）工事」で期間は令和5年7月1日から令和11年3月31日までです。終了後は畑として使用されます。3番は、届出者は島根県松江県土整備事務所 所長 森脇孝、担当部署治山・林道課です。事業名は、「令和4年度復旧治山事業（田頼2工区）溪間工事（繰越工事）」で、期間は令和5年7月10日から令和6年3月29日までです。終了後は田として使用されます。4番は、届出者は島根県松江県土整備事務所 所長 森脇孝、担当部署治山・林道課です。事業名は、「令和4年度（補正分）復旧治山事業（田頼3工区）山腹工事（繰越工事）」で、期間は令和5年7月20日から令和6年3月29日までです。終了後は畑として使用されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第15 報第196号 電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するための農地一時転用届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

39ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。40ページに届出内容をご載せていますのでご覧ください。今月の届出は1件で、中国電力ネットワークによる送電のための電線・地線撤去のための作業ヤードで、期間は令和5年7月18日から令和6年3月22日までです。終了後は畑として使用されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第16 報第197号 非農地判断の実施について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

41ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。42ページから43ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、山中若しくは山沿いにある農地から200筆を抽出し、令和5年5月29日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地利用状

況調査により荒廃しているとされた農地200筆、面積146,331.64㎡をこのたび、非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。送付は、7月中を予定しています。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第37回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 3時06分)